4 貸付内容及び条件等

(1) 貸付内容の考え方

○具体的な資金の利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。

○利用目的が明確ではない場合は貸付できません。

○申請した利用目的以外のこと（生活費や借金の返済等）に資金を使用することはできません。

○原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。

(2) 資金の利用目的ごとの貸付要件等

○資金の利用目的ごとに貸付要件や提出書類が異なります。相談内容に応じてご案内いたします。

(3) 生活福祉資金貸付制度より優先して利用いただく他の公的貸付制度

○下記の貸付制度が利用可能な場合は、本制度より優先してご利用いただきます。

○また、資金種類によっては下記の制度以外にも、別途優先してご相談いただく他制度があります。

世帯の状況	優先する制度（無利子の公的貸付制度）
◆母子世帯・父子世帯	母子及び父子福祉資金 ＊
◆配偶者のいない女性世帯	女性福祉資金 ＊

＊母子及び父子福祉資金・女性福祉資金については、お住まいの区市町村の窓口でご相談ください。

(4) 民生委員による支援

○資金の申請前に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。

○また、貸付から返済完了までの過程で、民生委員による相談援助活動が行われます。

※民生委員は民生委員法により、各区市町村の地域において住民が抱えるさまざまな問題の相談に応じ、必要な支援を行う一方、関係する行政機関に協力する活動を行っています。

(5) 個人情報保護の考え方

○社会福祉協議会では、本制度のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとって、利用目的の範囲に限って利用します。

○事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ本制度をご利用ください。

(6) 貸付利子

資金種類および利用目的	連帯保証人を立てた場合	連帯保証人を立てられない場合
福祉資金福祉費 （下記以外の経費）	無利子	年1.5%
福祉資金福祉費 （技能習得に必要な経費） （就職の支度に必要な経費）	無利子 ※資金使用者自身が生計中心者であり、連帯借受人を設定しない場合は、連帯保証人を立てた場合のみ無利子となります。	

※貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、すべての資金において、残元金に対して年３％の延滞利子が発生します。